

入 札 説 明 書

入札公告（令和7年5月21日付）に基づく一般競争入札（条件付き）について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

なお、この委託は、予定価格の事前公表を行い、また郵便入札となります。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 委託の概要等

- (1) 委 託 名 桜井市し尿処理施設運転管理業務委託
- (2) 委託場所 奈良県桜井市大字浅古485番地の2 桜井市し尿処理場
- (3) 委託番号 環施第11号
- (4) 委託概要
 桜井市し尿処理施設運転管理業務とします。詳細は、「桜井市し尿処理施設運転管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」とする。）に示します。
- (5) 委託期間
 契約締結日から令和10年7月31日まで
 （地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約を行なうものであり、各年度の当該業務に係る予算が減額又は削除された場合、当該契約を変更又は解除します。）
- (6) 業務履行期間
 令和7年8月1日から令和10年7月31日まで（3ヵ年間）
- (7) 施設の概要
 - 1) 施設名称 桜井市し尿処理場
 - 2) 竣 工 平成3年3月竣工
 平成25年7月基幹的設備改良工事竣工
 - 3) 処理能力 51kℓ/日（し尿：24kℓ/日、浄化槽汚泥：27kℓ/日）
 - 4) 処理方式
 膜分離高負荷脱窒素処理方式
 （深層反応、生物膜分離（液中膜）＋高度処理（凝集膜分離（液中膜）、活性炭吸着））
 ※ただし凝集膜分離は休止中
- (8) 予定価格
 100,800,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
 （令和7年8月1日～令和10年7月31日までの3ヵ年の額）

2 参加に必要な条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）第2条の2の規定に該当しないこと。
- (3) 令和7年度桜井市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 公告日の時点で一般社団法人環境衛生施設維持管理業協会（JEMA）に加盟しているこ

と。

- (5) 公告日から開札日までの間において、桜井市物品購入等の契約に関する指名停止措置基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (9) 公告の日から起算して過去10年以内に、国または地方公共団体が発注する膜分離高負荷脱窒素処理方式のし尿処理施設運転管理業務委託の元請けとしての受託実績が一件以上あること、且つ、1ヵ年を超えて連続して運転管理を履行した実績であること。
- (10) 配置予定総括責任者は、「廃棄物処理施設技術管理者講習（し尿・汚泥再生処理施設コース）」修了者であること、且つ、公告日の時点で3ヵ月以上社員であること、及び水処理施設での経歴が10年以上であること。
- (11) 配置予定業務従事者のうち1名以上が、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」修了者であること。
- (12) 配置予定業務従事者のうち1名以上が、「低圧電気取扱業務に係る特別教育」修了者であること。
- (13) 共同企業体による本入札への参加はできません。

3 参加申請方法

この入札に参加しようとする者は、下記の書類を桜井市長宛てに提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 参加申請書等の配付

- ア 配付期間 令和7年5月21日（水）から令和7年6月3日（火）まで
（ただし土・日を除く）
午前9時から午後5時まで（ただし正午から午後1時までを除く）
- イ 配付場所 桜井市大字浅古485番地の1
桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク管理工房棟4階）
または桜井市ホームページからダウンロードできます。

(2) 参加申請書等の提出

- ア 申請期間 令和7年5月21日（水）から令和7年6月3日（火）まで

- (ただし土・日を除く)
午前9時から午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く)
- イ 申請場所 桜井市大字浅古485番地の1
桜井市環境部施設課(桜井市グリーンパーク管理工房棟4階)
- ウ 申請方法 持参のみとします。
- エ 申請書類
- ① 入札参加資格確認申請書【様式1】
 - ② モラルに対する決意を記載した書面【様式2】
 - ③ 受託実績報告書【様式3】
公告の日から起算して過去10年以内に膜分離高負荷脱窒素処理方式のし尿処理施設運転管理業務委託の元請けとしての受託業務完了実績が一件以上で、且つ、1ヵ年を超えて連続して運転管理を行った実績。現契約継続中において1ヵ年を超えて連続して運転管理を行っていることが確認できれば、実績とみなす。
 - ④ 配置予定総括責任者届【様式4】
 - ⑤ 配置予定総括責任者の「廃棄物処理施設技術管理者講習(し尿・汚泥再生処理施設コース)」修了証の写し
 - ⑥ 公告日の時点で3ヵ月以上社員であることを証する写し。ただし、生年月日、住所は黒塗りでつぶすこと。
 - ⑦ 配置予定業務従事者の「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」修了者の免状の写し
 - ⑧ 配置予定業務従事者の「低圧電気取扱業務に係る特別教育」修了者の免状の写し
 - ⑨ 一般社団法人環境衛生施設維持管理業協会(JEMA)の加盟を証明する書類の写し

オ 提出部数 各1部

(3) 公告に対する質問

公告に対する質問は、質問書(別紙【様式5】)によりFAXにて提出してください。

提出期限 令和7年5月21日(水)から令和7年6月3日(火)

(ただし土・日を除く)午前9時から午後5時まで

FAX 0744-45-2002

(4) 公告に対する質問の回答

(3)の質問に対する回答は、随時ホームページで回答いたします。

4 参加資格の決定

- (1) 入札参加資格の確認結果は令和7年6月9日(月)に確認通知書を交付します。
- (2) 入札参加資格があると認められた者は、以後の手続きについて本市の指示に従うものとし、指示に従わない時は入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 入札参加資格を得ることが出来なかった者は、その理由について下記の期日に説明を求めることができます。

ア 期 日 令和7年6月16日(月)

午前9時から午後5時まで（ただし正午から午後1時までを除く）

イ 書面で桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク管理工房棟4階）まで持参してください。

ウ 令和7年6月20日（金）までに欠格理由説明書を郵送にて回答します。

5 仕様書等の配付

仕様書等の配付を次のとおり行います。

ア 配付日 令和7年6月9日（月）

イ 配付方法 桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク管理工房棟4階）にて配付

6 現場案内

現場案内を希望する参加者は、下記の期間のいずれかにおいて現場を見ることができます。具体的な時間については本市の指示に従ってください。

ア 期 間 令和7年6月16日（月）から令和7年6月17日（火）

7 質問及び回答

（1）仕様書に対する質問は、質問書【様式5】により提出してください。（FAXのみとします。ただし提出日に必着のこと。）

ア 提出日 令和7年6月18日（水）から令和7年6月20日（金） 午後4時まで

イ 提出先 FAX 0744-45-2002

（2）（1）の質問に対する回答は、下記とおりFAXで回答いたします。

ア 回答日 令和7年6月24日（火）

イ 対象者 入札参加資格があると認められた者

8 入札書及び入札書郵送用封筒

（1）入札書

ア 業務名、入札金額、開札日、入札者住所、代表者名を記載し、届出印と同じ印影を押印してください。

イ 入札金額、代表者名、印影又は重要な文字が誤脱し若しくは不明なときは無効になります。記入には、筆跡を容易に消すことができる鉛筆やこすると消えるペンなどは使用せず、黒色のペンまたはボールペンを使用するかパソコン・ワープロ等により作成してください。訂正する場合は、砂消しゴムや修正液などは使用せず、訂正箇所にも二重線を引き届出印と同じ印影を押印し、訂正箇所の上か横に正しい文字を記入してください。ただし、金額の訂正はできません。金額を訂正する場合は、新しい用紙で作直してください。

（2）入札書郵送用封筒

ア 入札書郵送用封筒に入札書を入れ、封かんしてください。封かんは届出印と同じ印影で行ってください。

イ 封筒の表側または裏側の差出人（入札者）欄に住所、業者名及び代表者名を記載し、届出印と同じ印影を押印してください。

ウ 1枚の入札書郵送用封筒に2件以上の入札書を入れた場合や、入札書郵送用封筒に記載された件名と封入された入札書に記載された件名が異なる場合等は無効となります。

9 入札書提出方法

入札書は、以下の(1)または(2)の方法により、必ず受付期間内に必着または持参するようにしてください。

(1) 郵送の場合

郵便局の窓口において、「一般書留」または「簡易書留」で郵送手続きを行ってください。郵送に要する費用は入札参加者負担とします。宛先等詳細は、「入札書郵送用封筒記載例」等をご覧ください。

受付期間：令和7年6月25日（水）から令和7年7月2日（水）まで

(2) 持参の場合

入札書郵送用封筒に封かんした入札書を持参してください。受付の際に「郵便入札書等受付票」を交付しますので、本入札手続きが終わるまで大切に保管してください。

受付期間：令和7年6月25日（水）から令和7年7月2日（水）まで

（ただし、土、日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

担当部署：桜井市大字浅古485番地の1

桜井市環境部施設課（桜井市グリーンパーク管理工房棟4階）

(3) 入札参加申請以降に入札を辞退される場合は、アまたはイの方法により、入札辞退届を提出してください。入札辞退届を辞退することにより、後日の入札に影響することはありません。また、すでに提出した入札書等の書き換え、引き換え又は取り消しはできません。

ア 郵送の場合

封筒に入札辞退届を封かんして、封筒表面に入札を辞退することがわかるよう「入札辞退届在中」等記載し、令和7年7月2日（水）までに届くように郵送してください。封筒の様式及び郵送方法については問いません。宛先は、入札書提出先と同じです。

イ 持参の場合

令和7年7月2日（水）まで（土、日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。））に、担当部署に入札辞退届を持参してください。担当部署は、入札書提出先と同じです。

(4) 指定された方法以外で提出された入札書は「無効」となります。また、受付期間までに到着しなかったものは「欠席」とみなします。

10 開札日時及び場所

(1) 日 時 令和7年7月3日（木） 午後2時00分

(2) 場 所 桜井市大字浅古485番地の1 桜井市グリーンパーク管理工房棟4階
大会議室

1 1 落札者の決定方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札後に予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。予定価格を超える場合は失格となります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

1 2 くじによる落札者の決定

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、立会人にくじを引かせて落札決定するものとします。立会人が当該者の場合は、その者のくじは当該者がくじを引くものとします。くじを引かない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。本くじに関しての立会人以外の傍聴は、これを認めません。

1 3 開札の立会い

- (1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができます。(1業者につき1名)
- (2) 開札の立会を希望する者は、入札書の提出期限までに、開札立会申請書を持参またはFAX送信してください。

【FAX: 0744-45-2002 ※FAXの場合は、送信後に19.問い合わせ先へ電話連絡してください。】

- (3) 開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は、開札立会申請書の先着順で2名とします。
- (4) 代理人が立会を希望される場合は、立会委任状が必要となります。開札当日に持参してください。
- (5) 開札立会人は、開札当日に開札確認書に署名及び押印が必要となるので、印章（認印可）を持参してください。
(代理人が立会をする場合は、立会委任状に押印している受任者の印を持参してください。)
- (6) 開札の立会を希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が立会い、開札を行います。

1 4 入札方法

- (1) 桜井市契約規則第9条第1項に基づき行うものとします。
- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額と3ヵ年分のそれぞれ両方の契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとします。
なお、入札書に記入している月額と3ヵ年分の金額が合わないとき、入札書は有効としますが、3ヵ年分の入札額を入札価格とします。
- (4) 入札の回数は1回とします。
- (5) 入札書の住所、業者名、代表者名の記入漏れ、印影の押印漏れは無効とします。
- (6) 入札書は封筒に入れ封印し、封筒の表に「入札書在中」（朱書き）、封筒の表または裏

に住所、業者名及び代表者名を記入し押印してください。住所及び印影は、業者登録の届出と同一のものとしてください。

(7) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(8) 入札参加申請以降に入札を辞退するときは、入札辞退届を提出してください。

1 5 入札保証金・契約保証金

桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）の定めるところによります。

1 6 入札の無効等

(1) 本公告に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札心得等、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

(2) 入札参加資格を確認された者であっても、入札までに入札参加資格をみたさなくなったときは、入札に参加できません。

(3) 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合があります。

(4) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約の締結はできません。

1 7 契約書作成の要否

要します。落札者は、桜井市契約規則第23条第1項の規定に基づき落札の日から速やかに契約を締結するものとします。

1 8 問い合わせ先

〒633-0052

奈良県桜井市大字浅古485番地の1

桜井市環境部施設課 桜井市グリーンパーク管理工房棟4階

電話 0744-45-2001 FAX 0744-45-2002